

令和7年第10回教育委員会定例会  
(5月27日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和7年5月27日（火）午後2時02分から午後3時33分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出 席 者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	浦井 祥子
委 員	神田しげみ
委 員	川崎 修一
委 員	垣内恵美子

○出 席 者

事 務 局 次 長	佐々木洋人
庶 務 課 長	山田 安宏
教育施設担当課長	中島 伸也
学 務 課 長	仲田賢太郎
児 童 保 育 課 長	村松 有希
放課後対策担当課長	別府 芳隆
指 導 課 長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼 教育支援館長	増嶋 広曜
生涯学習推進担当部長	吉本 由紀
生 涯 学 習 課 長	吉江 司
ス ポ ツ 振 興 課 長	榎本 賢
中 央 図 書 館 長	穴澤 清美

○日 程

日程第1 議案審議

第27号議案 令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第1回）における教育関係  
経費計上予定案の意見聴取について

第28号議案 東京都台東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の意  
見聴取について

第29号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の  
一部を改正する条例の意見聴取について

第30号議案 東京都台東区立区民館条例等の一部を改正する条例の意見聴取について

第31号議案 東京都台東区保育所等保育料条例の一部を改正する条例の意見聴取につ

いて

第32号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第33号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

第34号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

## 日程第2 教育長報告

### 1 報告事項

#### (1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

イ 集会施設の利便性向上について

#### (2) 指導課

ウ 幼稚園教育職員に係る部分休業制度の拡充等について

エ 令和7年度グローバル教育の推進（中学生海外短期留学派遣）事業派遣生徒選考結果等について

オ 台東区立学校園における働き方改革に関する現状について

#### (3) 教育改革担当

カ 新しい時代の学校創りに関する取組状況について

キ 台東区立学校における生成AI利活用に関するガイドライン第1版について

### 2 その他

・ 区民文教委員会における教育委員会に関する審議等概要について

午後2時02分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和7年第10回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、浦井委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

それではまず、審議順序の変更について私から申し上げます。本日の議題には、東京都台東区教育委員会会議規則第15条第1項に該当する案件が含まれております。つきましては、順序を変更して、日程第2、教育長報告の報告事項、庶務課のア、教育改革担当の力及びキから聴取し、その他の案件については、傍聴人退出後に非公開で聴取いたしたいと思います。なお、非公開会議の会議録については、本来公開するものではございませんが、本定例会で非公開とした案件については、区議会報告後に公開することといたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

#### 〈日程第2 教育長報告〉

##### 1 報告事項

###### (1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 それでは、日程第2、教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

はじめに、スポーツ振興課取扱分が2件。1件目は、リバーサイドスポーツセンター内休憩スペースの利用者についてです。リバーサイドスポーツセンターの休憩スペースで、高校生が椅子にあぐらをかいてタブレットを使い、大音量でゲームをしている。状況を把握してほしいというものですございました。

2件目は、清島温水プール障害者レッスンについてです。子供に身体障害があり、水泳をやりたくても他の施設では受け入れてもらえない中、唯一受け入れてもらえたのが清島温水プールだった。コーチや受付の方が親身になってくれ、子供も楽しく水泳ができていたが、休館後、再開してからは利用枠が減ってしまって残念だ。障害者枠を増やしてほしいというご意見でした。

続きまして、中央図書館取扱分が1件。図書館カードを忘れた際の本人確認手続きについてです。図書館利用カードを忘れた際、利用登録の確認のため、名前・住所・生年月日など多くの項目の記入を求められた。近隣の区では、もっと少ない項目で確認をしている。台東区でも必要最低限の情報で本人確認するよう検討してほしい。また、近隣区では「用

紙はシュレッダーする」と説明があり、目の前で箱に入ってくれるため安心して利用できる。台東区でも図書館を気持ちよく利用できる環境づくりをしてほしいというご意見でございました。

対応につきましては、それぞれ資料に記載のとおりでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○浦井委員 件名の3なんですけれども。図書館カードを忘れた際の本人確認ということで、これは実際利用登録を既にされている人の登録確認だと思うのですが。ここで例として挙げられている近隣の区というのがどこのことで、そこでは何を必要としていて、どの程度少ない項目ができるのかというのは、ちょっと別に確認が必要になることかなとは思います。ただ、おっしゃるとおりで、何か生年月日と名前や電話番号なり、確認ができるものだけがあれでいいのかなと思うのも確かなところです。何か必要があって情報を集めいらっしゃるのかとか、この後半の部分については多分個人情報の漏えいなど、いろんなところを心配なさってのことだと思います。気にしない方もいらっしゃるとは思うんですけども、特にいろいろ用紙などに記入する場合は、その紙をその後どうするのかという部分などについてもご対応いただけたらと。すみません、要望みたいになってしまったんですが。これ自体は回答を要しない案件ではありますけれども、可能であれば、お答えをいただけたらなと思うところです。

○中央図書館長 こちらのご意見をいただいた方が、近隣区ではと言っている区については、文京区だったと思います。文京区については名前と生年月日だったかと思います。2種類の記載で貸出をしているということでした。

台東区は現在、事細かに名前・生年月日・郵便番号。新規登録するときと同じ情報をお伝えしていただいているんですけども、以前はカードを忘れる方が多くて、名前等の簡単な記載のみで容易に本が借りることができて、そういうことを防止するために事細かに記載していただいておりました。ただ、今回のご意見を受けて検討させていただき、台東区としても名前と生年月日で、カードを忘れた方でもそちらを記載していただければ貸出できるように対応を変更いたしました。

それからあと、記載いただいたものについてはシュレッダーで処理させていただきますという説明をさせていただくことにしました。

○浦井委員 ありがとうございます。新規登録と同じ形でいうことで、仮のカードを発行するとかではないとなると、ある程度の登録が必要になるのかなと思うんですけども。今後もさらに気になさる方は増えていかれると思うので、このご時世なので、ぜひまた引き続き柔軟にご対応いただけたらありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○神田委員 2件目の、障害者の水泳のレッスンについてです。回答のほうには、3回を2回して、1回の時間を延長すると書かれていますけれども、これは何か理由があったのでしょうか。

障害者向けの水泳指導では、なかなか利用するところがないということなのでしょうか。現状はどのようにになっているのか教えていただけたらと思います。

○スポーツ振興課長 6年度から7年度にこの度、こちらに記載されたとおり3レッスンを2レッスンにしまして、1レッスンあたりを10分間延長して35分から45分としてございます。こちら、変更した理由としましては、枠を設けてレッスンを、8名の枠をやっているわけですが、参加人数が非常に少ないとことから、実際のレッスン数を減らす一方、内容を充実させるために時間を増やしたということでございます。

ただ、実はこれ以降、同様な内容のご意見を多数いただいております。その方々は、実際の利用枠から漏れちゃった方です。利用者枠は満たしていないんですけども、実は設けているものの、来る人がほぼ決まっているということから、レッスン数を3から2にすることによりまして、漏れちゃったという方につきましては、こちらの記載のとおり、引き続き希望がある方については対応しますということにしました。その後も同じようなケースが三、四件ほど「区長への手紙」で来てますので、その方々に対しては引き続きレッスンを受けられるようにしてございます。

○神田委員 ありがとうございます。

利用者と、あと受け入れるところの人数のバランスというか、その辺りはどうなのでしょうか。利用者がやっぱり少ないんですか。

○スポーツ振興課長 特定の方に限られているというのか、やはり毎回毎回来る方というのは限られているということで、施設側としては受入の枠として取っていたものの、ふたを開けてみたら来なかつたということが現状として続いたということからレッスン数を減らしてということでやったものの、やはり人によっては、毎回参加していた方々が実は漏れちゃつた、2レッスンでは漏れちゃうということがあったので、そういう方については引き続き受けられるようにしてございます。

今回、もう3件、4件ぐらい同じようなことが来ていますので、同様にその方々はすぐってあげるように対応してございます。

○神田委員 ありがとうございます。

その年によっても違うでしょうし、利用する人が固定化されているということも分かりますので、なかなか対応が難しいですね。やってほしいという人もいれば、あまり利用しないという人もいるので難しいところかなと思いますが、いろいろな声を聞いてバランスが取れた形で、要望に沿った対応ができるといいですね。ありがとうございます。

○佐藤教育長 その他、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

### (3) 教育改革担当 カキ

○佐藤教育長 次に、教育改革担当のカ及びキについて、教育改革担当課長、報告をお願

いします。

○教育改革担当課長 それでは力、新しい時代の学校創りに関する取組状況についてご報告いたします。資料6をご覧ください。

項番1、目的でございます。令和3年1月の中央教育審議会の答申、令和の日本型学校教育の構築を目指して受けまして、ICTを学校教育の基盤的なツールとして活用して、台東区立学校における個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させ、児童生徒が持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を育成すること、こちらを目的としております。

次に項番2、副題です。台東区立学校における令和の日本型学校教育を実現した姿を、「TAITOフューチャースクール」と命名しました。TAはtarget、IはInnovation、T0はTo the Future Schoolと頭文字で捉え、未来に向けた目標志向と革新のある学校創りを議題として取り組んでおります。

項番3の所掌事項です。第1に「令和の日本型学校教育」を実現するための学校教育及び教育環境に関する事項、第2に校務の情報化等による学校の働き方改革の推進に関する事項、第3に、その他の必要な事項、以上となります。

項番4、昨年度の実績となります。昨年度検討委員会を3回開催し、各委員の提案等に基づく協議を重ね、コンセプトを策定いたしました。コンセプトを含む方向性として、別紙のとおりまとめております。2ページ目をご覧ください。

TAITOフューチャースクールのコンセプトにつきましては、令和の日本型学校教育をはじめとする新しい時代の学びの姿、こちらと、台東区学校教育ビジョン、こちらの両面を受け、「一人一人が学びの主役として活躍し、自分や世界を変革していく学びを実現する」といたしました。

そして、TAITOフューチャースクールが大切にする「3つのI」として、一つ目のIは「学びの主役は一人一人の子供」そして「子供を導く一人一人の教師」。第2のIは「ICT」、「個別最適な学びと協働的な学びを実現するための学習基盤としてのICT」。第3のIは「Inquiry」、「子供（教師）同士の学び合いと多様な他者と協働した探究」と位置づけました。

さらに、TAITOフューチャースクールの在り方について検討を重ねました。子供たちの学びの視点からの取組として、一つに「一人一人に応じた多様で柔軟な多様で柔軟な学びの展開」、第2に「多様な他者とのつながりのある学びの展開」としました。

子供たちの学びの基礎づくりの取組としては、第1に「情報活用能力の向上」、第2に「高いこころざしの育成」としました。

子供たちの学びの環境づくりの取組として、第1に「教職員の資質・能力の向上」、第2に「余白（ゆとり）の創出・活用」としました。

以上の六つの取組を支えるものとして、中心部に据えます、「デジタル学習基盤の充実」としました。

本コンセプトをもとに実践と評価を 2 年目、3 年目と積み重ねてまいる予定でございます。

1 ページ目の項番 4 の (3) にお戻りください。昨年度は研究校として上野小学校を指定し、Google Workspaceを試験導入しまして、授業改善及び校務のDX化に向けての実践研究の基礎研究を進めてまいりました。さらに、先進校の施策として、文部科学省指定のリーディングDXスクールである富山市立芝園小学校を始めとする 3 校を視察いたしました。

項番 5、今年度の計画です。検討委員会は 4 回の開催を予定しております。また今年度は 3 年間の取組の中間年にあたり、中間報告を予定しております。また研究校として、昨年度に引き続いて上野小学校、新たに駒形中学校を指定して、実践研究を進めてまいります。さらに先進校の視察として、春日井市立高森台中学校をはじめ、複数校の視察を計画しております。

長くなりましたが報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、キの台東区立学校における生成AI利活用ガイドライン第 1 版についてご報告いたします。資料 7 をご覧ください。

項番 1、目的でございます。台東区立学校の教職員が取り組む校務及び児童・生徒の学習活動における生成AIの利活用に当たっての基本的な考え方や、押さえるべきポイントを示し、学校現場における生成AIの適切な利活用を実現することを目的といたします。

項番 2、背景です。令和 4 年 11 月にOpenAI社がChatGPTを公表して以降、今日に至るまで、生成AIの開発は想定を超えるスピードで進化を続けており、様々な場面での活用が進むとともに、課題も整理されつつあります。

文部科学省では、令和 5 年 7 月に、初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドラインを公表し、12 月には生成やAIを公務で活用する学校を令和 7 年度に 50% とする目標値を示しました。そして、令和 6 年 12 月に初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドラインを公表いたしました。

項番 3、現状です。 (1) 利活用できる生成AIは、現在区で導入しているMicrosoft 365 のcopilot等としております。

(2) 活用の状況につきましては、文部科学省による令和 6 年度の調査結果について資料にございますとおり、まだ一部の教職員に限定されているというところでございます。

項番の 4、内容構成です。こちらについては別添の資料概要版をご参照ください。2 ページ目に当たります。

概要版は、ガイドラインの章立てである、1 目的から 8 教職員の研修とサポートの記載まで、その記載に基づいてその内容を要約したものとなります。

なお、右上の記載にありますとおり、台東区立小中学校に在籍する児童生徒が、文書生成AIを利活用することは原則として学校の教育活動においては控えることとします。ただし、児童生徒が学校外で生成AIを利活用することも考えられることから、本ガイドラインの内容を十分に理解の上適切に指導するよう、学校には校長会等を通じて指導してまいり

ます。

項番5、今後の展開です。6月に小・中学校に展開し、ICTリーダー育成講座を活用した集合研修並びに動画配信によるオンデマンド研修を実施して、生成AIの適切な利活用を推進してまいります。生成AIに対する先生方の理解を十分に醸成した上で、9月より本格的な運用を開始してまいりたいと考えております。

私からの報告は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、まず教育改革担当の方について、何かご質問等はございますか。

○神田委員 ネーミングを工夫されるなど、目を引きますし、アピールできる内容かと思いました。台東区ならではの視点も入れて提案しているということも大変すばらしいと思います。

お聞きしたいのは、3年間の研究をするということですね。ここのような新しい取組はものすごいスピードで進んでいくと思うので、研究校が研究をしてから広げるというよりは、研究をしながらどんどん他の学校にも波及して広げていく必要があるかと思います。そのあたりはどんな対応をされていますか。

○教育改革担当課長 現在、フューチャースクールの成果の発信、また普及につきましては、同時に教育改革担当で進めておりますICTリーダー育成講座、こちらも軸として捉えております。現在ICTリーダー育成講座は、各学校からリーダーを推挙していただき、推挙した全校に各事業でのICTの活用と実践を促しているところでございます。

また、フューチャースクールで取り組んでいる事業展開、他者参照とか、そういう協働的に学べる手法については、同様に各学校でMicrosoft 365 や、e-ライブラリ等、現在既存にある機能を使ってそういう学習を展開するというところは共通して進めたいと考えております。

以上です。

○神田委員 ありがとうございます。他の学校の反応はどうですか。研究の内容で、今後取り入れたい、または取り入れてよかったなどの、反応はありますでしょうか。

○教育改革担当課長 現在、上野小学校のフューチャースクールの取組については、全体的に、大々的にぜひ学びたいという交流はまだ端緒になっておりまして、まだ基礎研究を進めている段階でございます。そういう中で施設の活用の仕方であるとか、授業の内容だけではなくて、施設環境の使い方、また校務等については、大規模改修を進めている学校から見学したいとか、そういう交流を今図っているところでございます。

○神田委員 ありがとうございます。ぜひ、1校だけではなくて、どんどん広げ、よいところはすぐに取り入れられるように広げていただけたらありがたいと思います。以上です。

○垣内委員 大切なことだというふうに拝見いたしました。

ただ、まだ緒に就いたばかりということのようなんですが、この取組の中で、先進校の視察をされています。こういう、小学校中学校を視察されて、どんなところが今後、

この取組に生かしていけそうかというようなところは見えてきたんでしょうか。もしそうであれば、少し教授をしていただければと思います。

特に、この校務DXって、すごく効率化できるだろうというふうに大きく期待しています。学校の教育自体はその分野とかその性質によって、必ずしもICTで行うほうがいいかどうかというのは慎重に考えなきゃいけないかもしれません、明らかに事務作業は進むだろうというふうに思うんですけれども、どんな感じだったのかというのを、ざっくりで結構ですので、現状を情報共有していただければと思います。

○教育改革担当課長 まず、先進校の視察の成果でございますけれども、芝園小学校ではオープンスペースを十分に活用した学びが展開されておりました。本区の小学校でも3分の2ほどの小学校がオープン型ということで、そういう学びの場というのを自分から選びながら学習を主体的に進めていく。芝園小は自由進度の要素が強かったので、そういう子供たちが主体的に学習を計画していくところは本区でも成果として広げていきたいと思っております。

また一方で、一斉学習のよさというのも同時に大事にされているところもありますので、バランスを持って、区内でも進めてまいりたいと思っております。

また、校務DXにつきましては、現在モデル校につきましては、Google Workspaceを活用してGoogleカレンダー等に予定であるとか、会議資料等を全て一つにまとめて校務を進めていて、かなり改善を図ってきているという報告をいただいているところです。

現在、モデル校以外の学校はMicrosoft 365で、例えばTeamsとかOutlookのカレンダーを使っているところですけれども、といった使い方等、紹介することで広くDX化を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○垣内委員 校務DXが非常に興味深いところなんですかとも、ざっくり言って、どのくらい負担感は減るものなんでしょうか。時間的に、あるいは作業量的に。

やっぱり情報共有ができる、しかも紙ベースでいろんなものを配ったりするということのコスパもタイプもあまりよろしくないので、かなり効率化が図られるのではという期待があるんですけど、現実問題としてどんな感じなのかというところをちょっと教えてもらえた。

○教育改革担当課長 こちらは昨年度末に文部科学省からもありました校務DXのチェックリスト等の調査がございまして、自治体としての結果も出ております。自治体の結果としましてはDX化があまり進んでいないという厳しい状況がございまして、まだまだ紙でのやり取り、出欠連絡であるとか、学校側のお便り等、まだ十分DXとまで行かずにいるところがございますので、これはフューチャースクールだけとかICTリーダーだけではなく、管理職も含めた研修等でしっかり訴えながら、管理職もICT機器を十分使いこなせるように、研修等を深めていきたいなど考えているところです。こちらについては加速させてまいりたいと思いますし、このチェックリストの数値が上がるよう取り組むことでDXも進んでいくと捉えております。以上です。

○川崎委員 ご説明ありがとうございました。

ちょっとキと関連してしまうんですけども、僕も大学の校務とかでDXが進んで、全部がパソコン上でやってセンターファイル化されるというようなことになってくるんですけど、何となく業務が効率した雰囲気はなくて。

資料はどこでもすぐ分かる。カレンダーもどこでもすぐ見れるんですけど、なかなか、これが本当にDXなのかというのが少し疑問としてあるので、多分これは今後の要望というか、これから台東区だけで研究する話ではないと思うんですけど、次のAIと含めて、何と言うんですかね、もうちょっと、教師がやろうとしたことに対して少し先回りしてアドバイスしてくれるシステムになっているほうが、校務としては減少していくのかなと。工数としては減少していくのかなと思うので、タイトルもすばらしいので、ぜひ、何となくそのAIの部分も含めてやってもらいたいということと、やっぱり神田先生がおっしゃっていたように、3年間であつという間に技術が変わってしまうので、これは何となく、もうちょっとスピード感を持ってやってもいいのかなというふうな雰囲気を、感想を持っています。

これは意見というか、何だろう、感想です。すみません。

○教育改革担当課長 先ほどの垣内委員と今の川崎委員のご発言に絡みまして、どれぐらいの効果があるのかというところで、今年度視察を予定している愛知県春日井市の高森台中学校ですけれども、第3回のフューチャースクールの検討委員会で高橋教授から言われたのは、中学校ですけれども6時頃にはもう職員室には誰もいないというようなところで、校務のDX化がかなり進んできて、先生たちもゆとりを持って勤務しているという状況があるようですので、この度、視察に行く予定でございますが、そのあたりのからくりというか、本質的なものをどういうふうに迫っているのか、プロセスも含めて学んでまいりたいと思います。

○佐藤教育長 続きまして教育改革担当課長のキについて何かご質問等はございますか。

○浦井委員 川崎委員のご発言を受けてのことになるんですけども。川崎委員もおっしゃってらっしゃいましたが、やはりAIの利用というのは、過渡期なのもあって、どんどん進歩したり変わっている中での利用になります。こちらの7枚目の6番のほうに児童生徒の学習利用における利活用で不適切な利用というものがあります。情報活用能力が十分育成されていない段階での自由利用は不適切であるということで、確かにそのとおりなんですけれども。ただこれは、突き詰めてしまうと、ほぼほぼ全員の子が自由活用することができないということになるのではないでしょうか。小中学生で情報活用能力が十分に育成されている子の方がまれなのではないかというふうに正直思うところがあります。この文章自体にどうこう言っても、重箱の隅をつつくようなものですし、この文はもうこのままで構わないんですけども、一応指摘だけさせていただけたらと思います。

それと、サポートで8番のところに窓口を載せていらっしゃいますけれども。恐らくこの5番の教職員の公務における利活用も含めて、実際にやっていくとどのような形ならよ

いのかなどを、この後ろにガイドラインで示されていらっしゃいます。それを見ても、やはりガイドライン自体に文句はないんですが。とはいえ、これを読んで、実際、具体的にどうなんだとなると、もうどんなにガイドラインを突き詰めて書いていっても、状況にそぐわなかったりして、疑問は湧かざるを得なくなると思います。特にさっき川崎委員がおっしゃったように、どんどん生成AIが変わって、進化していって。進化するだけにこちらも使い方が進化しなきゃいけないんですが、それがなかなか難しい。となると、どうしてもその齟齬も出てくると思います。そこで、要望なんですけれども、こちらのサポートのほう、本当に大変かと思うんですが、できましたらハードルを下げて、小さい質問でも受け付けていただけるような。お忙しいのは重々承知なんんですけども、きめ細かいサポートをお願いできたらと思うところです。恐らく教職員の皆様、悩まれることが本当におありだと思うので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○佐藤教育長 要望でいいですか。

○浦井委員 要望で。すみません、お願いします。

○佐藤教育長 この生成AIの利活用のガイドラインについて、ほかに何か。

○神田委員 生成AI、大変進化していて、私も結構使わせていただいている。

教職員の活用などで、本当にこの下の7番に書いてある効果的な活用とあって書いてありますけど、どんどん使っていく方向で進めていただけたらと思うんですけども、子供たちの利活用については、やっぱり若干、かなり問題があるかなと思いますので、この辺はチェック機能みたいなのがあるのかどうか。それからあと、保護者への理解というのが重要になってくるのかなと思いますので、そのあたりはどのようにお考えか教えていただけたらと思います。

○教育改革担当課長 まず子供たちの利用につきましては、現在禁止としていますけど、Microsoft365は入っているので家庭でも十分、開いてとかというようなところでは利用が可能な状況になります。ただし、個人情報を入れないであるとか、そういう利活用についての注意喚起、また注意指導につきましては、情報モラル教育も含めて、指導課とも連携しながら進めてまいる必要があるかと思っております。

また保護者への理解につきましても、同時にガイドラインについては広く周知をしていて、こういった利用については懸念があるとか、そういったものの啓発も定期的に、また夏休み等の前とかに、子供たちが1人で使うとか、家庭で使うことが増える。また、夏休みの宿題等で使おうとする児童・生徒もいると思いますので、そういったところで、家庭でも一緒に指導・監督していただきたいという旨で連携してまいりたいと思っております。

○神田委員 ありがとうございます。

引用したところをチェックできるのでしょうか。大学の先生はAIを使って丸写ししたものが分かるのですか。

○垣内委員 分かります。

○神田委員 分かりますか。

○川崎委員 論文チェックはあります。

○垣内委員 いろんなソフトウェアがありまして、例えば英語ベースのTurnitinというソフトでは、公的な既存の資料との重複部分が何%って数字で出てくるんです。例えば 5%以下だったら概ねオーケーですけど、分野によっては、5%ぐらいでアウトになるところもあるし、もうちょっと緩いところもあります。他にもいっぱいソフトがあります。もう、すぐに分かります。だってインターネットの情報ですから、もうそんなのはすぐ分かります。

○佐藤教育長 川崎委員、手を挙げていましたね。

○川崎委員 同じ、うちはコピペルナーというのを使っているんですけど、論文がコピーされていたらすぐ分かって、それが例えば何%というふうに出てくるんですけど。コピーされているところがちゃんと引用が書いてあるとか、注釈で書いてあれば別にオーケーなんですけど。それはインターネットでも調べられるし、100人レポートが出たら、100人を相対で見ることもできるので。友達同士のコピペもできる、というのができるので。

○垣内委員 学生も使えます。価格も安い。

○川崎委員 安いソフトです。

○神田委員 ありがとうございます。

そういう、学校の先生たちがそういうのも使うようになる時代が来るかなと思うんですけど、安いようなら、そういったところも。子供たちが感想文とかね、そのまま書いてそのまま出すということもないとも限らないですよね。まあ、台東区の子たちはいい子たちをだから多分ないと思います。

ただ、聞いたところでは、ChatGPTは日々、答えが変わっていくということなので、なかなか難しいところもあるのかなと思うんですけど、そういういろいろな配慮点があると思いますので、その点は十分に考えて取り組んでいただけたらと思います。

以上です。

○川崎委員 個人的には、これ、多分制限は無理だと思っていて、必ず使われると思っています。なので、もちろん今は制限していると思うんですけど、さっき浦井先生の言った、8番の教職員とかのサポートと、それから効果的な活用をやっぱりできる子には教えてあげるというか。

これ、結局、生成AIをずっと使ってアウトプットしている子は自分に返ってくるだけなんですよ、将来的には。なので、効率的な使い方というか、高学年以降だと思うんですけど、効率的な使い方をちゃんと、こういうAIを使うリテラシーとして教えていくのも考えていただけたらいいかなと思います。

以上です。

○垣内委員 この資料の7について、現状というのがあって、文部科学省調査の回答では、

全く活用していないというのが一番多いんですけども、これはどういう理由でしょうか。生成AIが使いにくいくらい他のソフトとか既存のテンプレートのものもありますので、そちらを使われるのでしょうか。今、ソフトウェアは非常に発達をしていて、わざわざAIに指示しなくとも、一般的な、例えば出張報告であるとか、多くのいわゆる典型的な報告であれば、日付とか内容とか基礎情報を与えるともうそのまま作成してくれるものもたくさんあります。財務関係もものすごく発達していて、出張報告もすごく楽なんんですけど、そういうものがあるので、生成AIをわざわざ使う必要がないからなのか。

なんで全く活用していらっしゃらないのかというところは、これは文科省じゃないと分からないところですかね、というところが1点と。

あとは、生成AI、もっともらしいことをおっしゃるんですけど、全然違っていたりするので、まだまだ、なかなか使いにくいところがあるかなという感じもします。

教育の場合、やはり正確な知識を提供するというところが基礎・基本になるかと思うので、生成AI以外にはいろいろなツールも多分一緒に勉強することになるのかなと思いますが、対話型だと対話してくれるので楽なんですけど、思わずところに落とし穴があるかなという感じもするので、そこは生成AIだけではない、いろいろなツールも使えるというのICTの基本かと思うんですけど、どうなるんでしょうか。

AIの利活用のガイドラインができているんですけど、それ以外のものはどうなんですかね。

結構今、わざわざ生成AIに聞かなくても大丈夫なものはいっぱいあるし、生成AIだとできないものもあります。また、オリジナルなものって、なかなかできにくいというところがあって。ちょっとそこはAI一本化というのはリスクが大きいような気がしますけど、そこはどうお考えなんでしょうか。

○教育改革担当課長 まず、学校現場のほうで、なぜ生成AIがまだ使われていないかというようなところでございますけれども、そちらにつきましては、委員ご指摘のように、使わなくても日頃の校務が回る。我々も生成AIの使いどころとして例えば学校だよりとか学年だより等の巻頭文であるとか、そういったところの作成や提案というようなところについては使いどころかと思うんですけれども、現在、あまりそこに教員はわざわざ使わなくても、しっかり文章を作成する能力があると、そういうような部分もあると思います。

これから研究発表等が進んでいくにおいて、講師の先生とかが発言された議事録とか講義録等を読み込ませて概要版を作るとか、そういったところについては生成AIの活用等も進んでいくって、先生たちの時間を生み出せるのかなというふうに捉えているところでございます。

また、誤回答等の対応につきましても、まだ、それぞれ進化しているところでありますので、教員、また、子供たちが今後使っていくにおいても、何か最初から作らせるのではなく、つくったものについての新たな視点を得るとか、そういった補完的な使い方が中心

になっていくものと、これは文部科学省もそういう使い方との例示がありますので、進んでいくように捉えております。

以上です。

○垣内委員 ありがとうございました。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、教育改革担当の力及びきについては、報告どおり了承願います。

## 2 その他

○佐藤教育長 次に、その他事項についてです。

事前に資料を配布させていただいております。後ほどご覧いただければと思いますが、ご質問や補足の説明などございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより会議は非公開いたします。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退室をお願いいたします。

(傍聴人退出)

○佐藤教育長 非公開の会議録署名委員につきましては、定例会に引き続き浦井委員にお願いいたします。

### 〈日程第1 議案審議〉

#### 第27号議案

○佐藤教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由、及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第27号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第27号議案、令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第1回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取についてご説明いたします。本案は、来たる第2回区議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき意見を求められているため、提出したものでございます。

それでは議案の次にございます、内訳書をご覧ください。

はじめに、歳入でございます。歳入予算を8,987万7,000円減額し、補正後の額を70億7,754万5,000円といたします。

続いて歳出でございます。歳出予算を5億1,563万4,000円増額し、補正後の額を338億4,321万3,000円といたします。

お手数ですが、次のページの資料をご覧ください。歳入の内訳の主なものをご説明いたします。まず第1子無償化の実施に伴うものといたしまして、負担金、教育費負担金で、児童保育課の保育費が2億8,049万2,000円、使用料、教育使用料で、学務課のこども園保育料が2,743万6,000円、児童保育課の保育所保育料が9,266万9,000円のそれぞれ減となっております。

次に、都補助金、教育費補助金では、3段目にございます、児童保育課の認可外保育施設利用支援事業費に4,535万9,000円、次の段の保育所等利用多子世帯負担軽減事業費に2億4,145万4,000円を計上しております。歳入については以上でございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。次のページをご覧ください。まず教育総務費では、児童保育課の子育てのための施設等利用給付が5,902万5,000円の増となっております。

次に、児童保育費でございますが、児童保育課が地域型保育給付で5,994万6,000円、また保育所運営で3億4,484万6,000円の、それぞれ増となっております。

最後に、保育所等における物価高騰への支援といたしまして、幼稚園費の私立幼稚園小規模園補助及び健康管理等補助に411万2,000円、児童保育費の保育所等物価高騰緊急対策に2,033万5,000円とこどもクラブ運営に7万2,000円、こども園費のこども園物価高騰緊急対策に218万3,000円をそれぞれ計上しております。

お手数ですが、議案の2ページ目までお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては原案に異存ありませんといたしました。

議案の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第27号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

〈日程第1 議案審議〉

第28号議案

第29号議案

第32号議案

第33号議案

第34号議案

〈日程第2 教育長報告〉

1 報告事項

(2) 指導課 ウ

○佐藤教育長 次に、第28号議案を議題といたします。なお、関連する第29号議案及び第32号議案から第34号議案、教育長報告の報告事項、指導課のウについても一括して議題といたします。

庶務課長、指導課長、説明及び報告をお願いします。

○指導課長 それでは、第28号議案、第29号議案、第32号議案及び報告事項につきまして全て内容が関連いたしますので、各議案及び資料3に基づいて一括して説明させていただきます。具体的な中身につきましては、資料3にまとめてございますので、そちらを説明させていただきます。

なお、資料には記載がございませんが、本件につきましては、幼稚園教育職員以外の本区職員に関する部分につきまして、区長部局において同様の制度改正が同時に行われているものでございますので、お含みおきください。それでは資料をご覧ください。

幼稚園教育職員に係る部分休業制度の拡充等についてでございます。項目1、目的でございます。育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするために、令和7年10月より、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、部分休業制度を拡充いたします。

また子を養育する職員の柔軟な働き方を一層推進するため、育児・介護休業法の改正に伴い、妊娠・出産等についての申出をした職員等に対する措置を事業主に義務化することについて、所要の改正を行います。

項目2、育児休業法の一部改正に伴う対応でございます。現在、子を持つ職員の部分休業につきましては、育児休業等に関する法律により、取得にかかる子の対象年齢が、常勤は小学校就学前までの子、非常勤は3歳までの子と定められておりますが、この度、育児休業法の一部改正により、現行の形態である1日につき2時間の範囲内で勤務しないことに加え、1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内で勤務しないことの形態を新たに設けました。いずれの形態についても無給となり、職員はいずれかの形態の選択が可能となります。

また、部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢について、現行の3歳に達するまでから、常勤と同じく小学校就学前までに拡大されます。

項目3、育児・介護休業法の一部改正に伴う対応でございます。妊娠、出産等について、申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児との両立支援制度等に関する情報提供等の措置が事業主に義務化されます。仕事と育児との両立支援制度とは、教育委員会規則で定める、育児短時間勤務、部分休業、超過勤務の制限、出産支

援休暇等になります。措置の内容については、①から④に記載されている仕事と育児との両立支援制度等に関する情報提供、利用の意向確認の実施、意向確認した事項への配慮となります。

項番4、改正予定条例・規則です。これまで説明をさせていただきました内容に関し、ご覧の2件の条例及び1件の規則の改正が予定されております。

最後に項番5、今後の予定でございます。この後ご説明申し上げます。各議案についてご決定いただきましたら、条例改正議案が第2回区議会定例会本会議に提出され、審議の結果、可決されましたら、令和7年10月より制度の運用が開始される予定です。

続きまして、第28号議案、第29号議案及び32号議案につきまして、続けて説明をさせていただきます。

はじめにPDF3ページ、第28号議案、東京都台東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について説明いたします。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出されるものでございます。

PDFの8ページの新旧対照表をご覧ください。部分休業の拡充に伴い、東京都台東区職員の育児休業等に関する条例の中の部分休業の承認につきまして、規定する条文に必要な文言を追記するものです。改正箇所は、記載のとおりです。

本条例の施行日は令和7年10月1日からとしております。ただし、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2号に上げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認の請求する場合におけるこの条例による改正後の同条例第15条の4の規定の適用については、PDF11ページ、付則、同条第1号中「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とします。

教育委員会意見案としまして、本委員会として、PDF4ページにお戻りいただきまして、原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、PDF12ページ、第29号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について説明いたします。本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき提出されるものでございます。

PDFの17ページからの新旧代表対照表をご覧ください。育児介護休業法の改正に対応するため、妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等についての規定の整備を行うものでございます。

改正箇所は記載のとおりです。18ページ下の付則、本条例の施行日は、令和7年10月1日からとしております。ただし、改正後の同条例第18条の6第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置については、条例の施行の日前においても講ずることができるとされております。

また、PDF13ページに戻っていただけますでしょうか。教育委員会の意見案といたしま

して、本委員会として原案に異存ありませんといったしました。

本条例の施行日は令和7年10月1日からとしております。

最後に、PDF19ページ、第32号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について説明いたします。本案は、部分休業制度の拡充等のため、提出するものでございます。

PDFの24ページからの新旧対照表をご覧ください。部分休業の拡充に伴う規定の整備のほか、育児・介護休業法の改正に対応するため、妊娠・出産等についての申出をした職員に対する意向確認等につきまして、条例の施行に必要な規則の規定の整備を行うものでございます。改正箇所は、記載のとおりです。

本規則の施行日は令和7年10月1日からとしております。

なお、本案は、第28号議案及び第20号議案をご決定いただき、令和7年第2回区議会定例会において条例改正が可決されることを前提としております。

長くなりましたが、説明は以上となります。第28号議案、第29号議案及び第32号議案につきまして、よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますよう、また報告事項につきましても併せてご了承くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

○庶務課長 それでは続きまして、第33号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則、及び第34号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、併せてご説明いたします。

本案は、ただいま指導課から報告がございました、幼稚園教育職員に係る子育て部分休暇の拡充等についてのとおり、育児部分休業の日単位の取得が可能となることに伴い、必要な規定の整備を図るために提出したものでございます。

それでは33号議案に添付しております新旧対照表をご覧ください。第5条第1項に、育児部分休業を加え、第5項においては文言整理を行います。また、第34号議案につきましても同様に改正をいたします。規則の施行日につきましては、いずれも令和7年10月1日からとしております。

説明は簡単ですが、以上でございます。第33号議案及び第34号議案の両案ともよろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明及び報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第28号議案、第29号議案、及び第32号議案から第34号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

なお、指導課のウについても、報告どおり了承願います。

〈日程第1 議案審議〉

第30号議案

〈日程第2 教育長報告〉

1 報告事項

(1) 庶務課 イ

○佐藤教育長 次に、第30号議案を議題といたします。なお、関連する教育長報告の報告事項、庶務課のイについても一括して議題といたします。

庶務課長、説明及び報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、第30号議案、東京都台東区立区民館条例等の一部を改正する条例の意見聴取について、及び報告事項、集会施設の利便性向上についてご説明いたします。

はじめに、報告事項をご説明いたします。資料の2をご覧ください。

まず1、目的でございます。行政需要の変化による集会施設の利用率の低下や、利用要件の設定の複雑化等の課題が生じていることから、区の集会施設全体で利用要件の見直し等を行い、効率化を進めて、より利用しやすいようにしていこうとするものでございます。

次に、2番の統一化の主な内容でございます。表の右側が統一化の案になっております。現在10区分ある利用要件を2区分に、利用可能施設の4区分は廃止、施設ごとに異なる申請時期を表に記載のとおり統一いたします。

続きまして3、対象施設でございます。教育委員会が所管する施設といたしましては、学習館、社会教育センター、社会教育館、たなかスポーツプラザがございます。

次に4、改正が必要な条例は、東京都台東区立社会教育センター及び社会教育館条例でございます。なお、学習館とたなかスポーツプラザにつきましては、その利用について、条例ではなく、規則のほうで定めておりますので、今後必要な規則の改正を行い、対応していく予定でございます。

最後に5、今後の予定でございます。第2回区議会定例会に条例改正議案を提出し、来年1月4日から条例の施行及び新たな制度の運用を開始いたします。

報告事項についての説明は以上でございます。

続きまして、第30号議案、東京都台東区立区民館条例等の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき教育委員会の意見を求められているため、提出したものでございます。

それではお手数ですが、議案に添付しております新旧対照表の3ページ目をご覧ください。第9条第2項に利用者の区分について定めるほか、資料に記載のとおり整理を行います。

お手数ですが、議案の2ページ目にお戻りください。教育委員会の意見案として本委員会としては原案に異存ありませんといったしました。

ご説明は以上でございます。報告事項につきましてはご了承いただき、第30号議案につ

きましてはよろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明及び報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第30号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

なお、庶務課のイについては、報告どおり了承願います。

#### 〈日程第1 議案審議〉

##### 第31号議案

○佐藤教育長 次に、第31号議案を議題といたします。

児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは、第31号議案、東京都台東区保育所等保育料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。前回、5月7日の本委員会でご協議・ご決定をいただきました、石浜橋場こども園における預かり保育の拡充及び保育所等を利用する世帯への支援の拡大のため、本条例は第2回区議会定例会に付議する予定でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきご意見を聴取するために、本議案を提出するものでございます。

恐れ入りますが、PDFの7ページになります。新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条の規定による改正についてご説明をいたします。第2条です。保育所及び幼保連携型認定こども園において保育、措置を行った際にかかる保育料を0円といたします。また、保育料の金額算定に係る改正前の第2条第4項及び次ページの第5項を削除し、併せてPDF10ページ以降の別表1及び2を削除するほか、引用条文の整理や別表番号の繰り上げなど、所要の改正を行います。

恐れ入ります。PDF22ページの新旧対照表の16ページをご覧ください。第2条の規定による改正についてご説明をいたします。石浜橋場子ども園の預かり保育事業の拡充に伴い、第1条の規定による改正により繰り上げした別表第3について、幼保連携型認定こども園の預かり保育料の区分を記載の11区分設定をいたします。

PDFの23ページに記載の付則をご覧ください。本条例は公布の日から施行。ただし、第2条の規定は、本年7月20日から施行いたします。また、本条例は本年4月以降の保育料について適用することとし、既に徴収した保育料は還付をいたします。

最後に東京都台東区立保育所条例についても引用する別表の番号も見直しをいたします。

大変恐れ入ります。PDF2ページ、議案書の2ページにお戻りください。教育委員会の意見案として、原案に異存ありませんとしています。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明及び報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第31号議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案どおり決定いたしました。

## 〈日程第2 教育長報告〉

### 1 報告事項

#### (2) 指導課 エオ

○佐藤教育長 次に、日程第2、教育長報告の報告事項を議題といたします。

指導課のエ及びオについて、指導課長、報告をお願いします

○指導課長 それでは、報告事項エ・オを併せてご報告いたします。

まずははじめに、令和7年度グローバル教育の推進、中学生海外短期留学派遣事業派遣生徒選考結果等についてご報告申し上げます。資料4をご覧ください。

項目1、事業概要については記載のとおりでございます。

項目2、選考方法につきましては、第一次選考で書類選考審査、第二次選考で集団討論と集団面接を実施いたしました。

項目3、派遣生徒については、資料に記載の20名の生徒を決定いたしました。各校2名、グローバル教育重点指定校の上野中学校と桜橋中学校は5名となっております。

項目4、派遣期間については、令和7年8月5日火曜日から令和7年8月14日木曜日までございます。

項目5、派遣先での主な活動内容については、現地校訪問・交流、ホームステイ、市街地視察、フェアウェルパーティー等を予定しております。なお、訪問する学校は、本区の姉妹都市であるノーザンビーチ市の学校で調整を行っております。

項目6、引率については、中学校長を団長として1名、中学校教員3名、事務局1名の合計5名で、いずれも既に決定しております。

項目7、結団式の日程については記載のとおりでございます。

教育委員の皆様には、令和7年10月2日木曜日の教育委員会終了後に行う解団式にご出席

いただきたく存じますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、報告会につきましては、各校の派遣生徒がそれぞれの在籍校において報告いたします。なお、区のケーブルテレビが取材に行き、ケーブルテレビのニュース番組で紹介すること等により、区民に広く発信・還元する機会としていきたいと考えております。

続きまして、次にオ、台東区立学校園における働き方改革に関する現状についてご報告申し上げます。資料5をご覧ください。

こちらの報告につきましては、令和5年9月の教育委員会においてご報告いたしました、台東区立学校園における働き方改革における、令和5年度以降のご報告となります。

項番1、これまでの経緯です。本区では、平成29年度の文部科学省の提言及び東京都教育委員会のプラン策定を受け、平成30年度、平成30年12月に台東区立学校における働き方改革プランを策定し、教員の働き方改革を推進してまいりました。具体的には、項番3にございます、副校長補佐等の外部人材の配置等の取組を推進しながら、これまでの働き方改革への取組の成果や今後の事業の見直し等に生かすため、令和3年度に導入した出退勤管理システムにより、教員の在校時間や超過勤務時間の把握を行い、年度ごとの時間外在校等の比較を行っております。また、令和6年度には、働き方改革を推進していくための検討委員会を立ち上げ、検討を進めております。

項番2、教員の時間外平均勤務時間比較結果です。幼稚園、小中学校の教員の時間外平均在園・在校時間の割合ですが、1ページ下段のグラフですが、令和3年度から令和6年度における全教員のひと月当たりの平均在園・在校時間を年度ごとに比較したものでございます。

次のページをご覧ください。時間外平均勤務時間比較結果ですが、令和3年と令和6年度の45時間以内の割合の比較において、幼稚園教員では72.6%から15.3ポイント上昇、小学校では9.3ポイント上昇、中学校では4.5ポイント上昇しております。

のことから、働き方改革へ向けた各事業は、教員の超過勤務時間の縮減に効果を発揮しており、今後も各種事業を継続・推進していくことが必要と考えます。

項番3、これまでの事業実施事業につきましては、表のとおり、各園・小中学校において取り組んでおります。

項番4、働き方改革に資する令和7年度の新規事業としまして、校内別室指導支援員の配置をはじめ外部人材の配置、中学校の部活動指導員の増員、学校法律相談デスク事業モデル実施への参加等となります。

項番5、今後の予定ですが、働き方改革検討委員会を2回実施し、取組の推進・共有や新規事業の検討を含めた現状分析などを行うことにより、台東区立学校園の実態に即した効果的な取組を推進してまいります。

ご報告は以上です。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、まず、指導課のエについて、何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 では、次に、指導課のオについてです。働き方改革について、何かご質問はございますでしょうか。

○浦井委員 資料5で、全教員の1月あたりの時間が平均在園・在校時間の割合を表で出してくださっていますが、単純に見ると幼稚園の教員は、とても改革が進んでいるというか、月100時間を超える勤務というのが目に見て少なくなっているなと思うんです。一方で、特に中学校の教員というのが、非常に過密な、100時間を超えるというのは減ってきていますけれども、なかなか、ある程度一定のところから、これは小学校にも言えるんだと思いますけれども、なかなか効果が出にくいというのがあって。

中学校というのは微妙な時期でもありますし、活動時間も遅くなっていますので、やむを得ないかなと思うところではあるのですが、やはり何かしらの形で今後、働き方改革を、角度を変えて進めていかなければならぬのかなと思います。

もちろん、幼稚園、小学校、中学校を一概に比較してどうこう言えることではないんですけども、中学校とかの、このなかなか進まない状況に対して、今後、何か策を考えていらっしゃるのか、それとも今ご検討中ということであられるのか。何かあるのであれば教えていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○指導課長 実際に7年度の新規事業の中にも書かせていただいておりますが、中学校は部活動の指導というのがございます。

そこで部活動指導に関わる、中学生のあり方検討協議会ということで検討委員会を立ち上げて、協議をしておりますが、やはり部活動の指導に対する負担感というのにはあります。そういったところで、今年度その部活動指導員、各校1名だったところを、3名の配置ということで拡充をさせていただいております。実際にこの配置についても、効果的な配置ということを考えながら配置をさせていただいているので、その結果がどう出てくるかということをしっかりと注視しながら、より中学校の教員の働き方改革につながるということはやっていきたいと考えております。また各学校園で、それぞれ校種ごとにも働き方改革の委員会というのを立ち上げて、代表として参加いただいている園長の先生方がいますので、各校で取り組まれている、より効果的な案というのを持ち寄って、それをまた校種ごとに情報提供しながら、各校でさらに働き方につながるような働きかけというのも行っておりますので、そういったことが結果としてつながってくればというふうなところを今考えているところでございます。

○浦井委員 ありがとうございました。やはり中学校の最大の、なかなか課題となるクラブ活動の部分についていろいろご対応をいただいているということで、大変納得いたしました。学校の差というのが当然この資料には表れていないですけれども出てくるということで、なかなか1年単位で見られることではないと思いますけれども、今後、比較をしつつ、ぜひ有効な策を見つけていけるようにぜひお願ひできればと思います。

ありがとうございました。

○垣内委員 ほぼ浦井委員のご質問と同じなんですけれども、この労働基準法が結構厳しくなって、月あたり45時間が上限で、65時間を超えると割増賃金とか、特別な契約を結べば月80時間オーケーみたいなところで、この45から80というところが、ある意味グレーディングかなというふうに思うところなんですけれども。

これを拝見すると、それなりに効果があったというご説明でしたが、小学校では4人に1人が、45から80時間の間で、中学校だと3人に1人くらいですかね、いらっしゃるというのは、やはり異常なことかなというふうに思われます。今後どうするんでしょうかというか、どうなっていくんでしょうか。

また、少し給与が上がったんでしたよね。そういうところで手当てされるんですかね、ちょっとそこら辺の状況を教えてください。

○指導課長 やはりこの45時間以上、また、80時間以内の教員というところでは、やはり意識改革というところがまだ十分ではない。どうしても教員、ある意味こだわって指導をしてしまうというところも若干あります。それに対して、時間をいとわず取り組むというところもあるので、そういうところは本当に、そういう時間をかけないとできないということではなく、自分の健康というのが根底にないと、いい指導にはつながらないということをやはり意識させながら、また、学校の中でもそういう意識を持って各学校での働き方につながる取組というのを、考えながら取り組んでいただいている。

また、学校によっては、昨年度の表彰にも挙げましたけれども、団体表彰として、忍岡小学校があり、校長自身、勤務時間について非常に意識を持って、その変化を見逃さずに声をかけていたりということがあります。そういう各学校での取組というのをやはり意識をしてやっていらっしゃる、いい取組というものを広げていくということもやっていきながら、働き方改革を進めていきたいというふうに考えております。

○垣内委員 ありがとうございました。ただ、意識というか、精神論だけではちょっと、十分に対応できないレベルではないかなという感じがいたしております。

今のご説明、先生たちはすすんで頑張っていますという。頑張らざるを得ない状況なのではないかというところがちょっと心配で、先ほどのDXなんかもそうですけれども、授業が終わった後、ものすごく残務処理が多いというところを改革しないと、この80時間の過労死ラインという怖いラインを平気で書いているということ自体が、ちょっと怖いんですけど。

そこら辺は、条件整備をきちんとする必要があるんじゃないかなというふうに思いました。

大学だと、裁量労働ということで、自分で今日は頑張ろうとか、明日は余暇を取ろうとか、そういう自分で時間を調整することができるんですけども、学校の先生の業務の内容ってそういうことではないと思うので、そこは徹底していただく必要があるかなという感じがしております。

今後できるだけ、意識改革も含めて、条件整備も含めて進めていただければなと思います。最後のところは要望です。

○指導課長 各校、実際に精神論だけではなくて、本当にいろんな取組というのをやっていただいている。例えば生活の時程の工夫ということで、6校時の下校というのを3時までに行えるように職員朝会を廃止したり、その分先ほど言ったようなDXをうまく使いながらやっていくということですとか。また、教科担任制ということでも、各学年の中で授業準備を教科を超えてやることで、その専門性というのを高めながら、そして準備も2クラス、3クラスというところがあれば、その分の1回の授業の準備でその3クラス分の取組ということもできますので。あとは、実際に授業の時間の削減というのも、月曜日を5校時にしたりですとか、文科省のほうでも1,085という時間を超えないようにということでの通知もありました。そういうことを踏まえて、各学校で具体的にその年間の授業の取り組む時数というのも行なっていきながら、実際に働き方を行っているという状況もございますので、そういった、本当に、好事例を共有しながらも、やっていきたいと考えております。

○神田委員 私も浦井委員や垣内委員と同様な思いですが、意識改革だけではなく、制度もということになると、学校や地区の教育委員会だけではできないこともいっぱいあると思います。

ただ、できることから取り組んでいったほうがいいと思います。例えば、今回幼稚園の入園数がアップしていますよね。これまでの実施事業の影響があったのか、何か分析をされたのかということで、幼稚園・こども園で行っている指導内容をお聞きしたいです。

また、小・中でもこれまでの実施事業の中でいろいろな手立てをとっていますが、その中で効果的だったものはどれなのか。どういったところが足りないのか教えてください。そして、学校による格差は、あるのではないかと思うのですが。これには、各教職員の意識改革がすごい大事でしょうが、管理職の働きかけが影響してくるのかなと思います。効果があった事例があったら教えていただきたいです。

時間がかかるのが保護者対応だと思います。精神面での苦労もあります。法的な相談ができるようになってきているので今後期待したいです。苦情対応は担任や学校は誠意をもって行わなければいけないけれども、プロに相談したり、勤務についてもらったりすることがあってもいいと思います。そのような点でお考えがあつたらお聞かせ願いたいと思います。

○指導課長 3点ありました中で、1点目の幼稚園の取組ということですが、幼稚園については、園長同士でも、非常によく情報共有をしながらやっています。その中でも行事の精選とか、園外保育の回数を削減されたりとか、大道具、また装飾を簡素化したり、保護者のボランティアというのも募ったりということでやっていただきながら、進めています。

また、実際の指導の中でも、個人の記録とかというのもデジタル化したりですとか、写

真を取込んで手間を省いたりとかという、全て文字ではなくて、そういう記録として残したりということをしていただいております。

そういう各園で取り組んでいるものを共有しながら、一枚岩になってといいますか、園長同士もやっていただいているところが功を奏しているかというふうに思います。

また、2点目の効果的なものということでは、やはり人的な配置というのは非常に大きいんではないかと考えております。

副校長補佐というのも、今年度から全小中学校へ配置をいたしました。やはりそういう人の入ることで、やはり教員の負担感というのは減っているかというふうに思っております。

3点目の効果的な事例ということでは、委員も言っていただきましたけれども、保護者対応ということで、今年度から法律相談デスクということで、初期対応のところから、気軽に相談ができるような、そして専門的な弁護士に相談できるような形をとっていますので、今後やはりこういったことが効果的に働いてきたときに、非常にかかっていた時間というのも少し短縮されていくんではないかというふうに考えております。

以上です。

○佐藤教育長 よろしいですか。

○神田委員 はい、大丈夫です。ありがとうございます。

○佐藤教育長 そのほか、働き方改革について、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、指導課のエ及びオについては、報告どおり了承願います。

## 2 その他

○佐藤教育長 本日の案件は以上でございます。

全体を通して、その他、何かご意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会といたします。

午後3時33分 閉会